7月29日(日)は 寄居町長選挙・寄居町議会議員補欠選挙 の投票日です！

投票日等の日程

▶立候補予定者説明会
日時／6月18日(月)午後1時30分～
場所／役場6階会議室
※町長選挙・町議会議員補欠選挙ともに、同じ日時、場所で行います。

▶選挙時登録の基準日
7月23日(月)

▶選挙期日の告示日
7月24日(火)

▶立候補の届出日・場所
7月24日(火)午前8時30分～午後5時
役場6階会議室

▶期日前投票
期間／7月25日(水)～28日(土)
時間／午前8時30分～午後8時
場所／役場1階101会議室
※入場券の裏面、または期日前投票所に備え付けの「宣誓書（兼請求書）」の記入が必要です。

▶選挙期日（投票日）・投票時間
7月29日(日)午前7時～午後8時

▶開票日時・場所
7月29日(日)午後9時～
総合体育館・アタゴ記念館

寄居町長選挙と寄居町議会議員補欠選挙が7月24日(火)に告示され、7月29日(日)に投票が行われます。この選挙は、私たちの毎日の暮らしに密接するとても大切な選挙です。貴重な一票を大切にしましょう。

投票できる方

次のすべてに該当し、寄居町の選挙人名簿に登録されている方
○日本国民である方
○平成12年7月30日までに生まれた方
○平成30年4月23日までに寄居町に転入の届出などをし、引き続き住民基本台帳に登録されている方
※町長選挙と町議会議員補欠選挙では、選挙人名簿に登録されていても、町外へ転出された方は投票できません。

こんなときは 期日前投票・不在者投票を

選挙は、有権者が投票日にご自分で投票所へ行き投票するのが原則です。しかし、投票日当日に仕事で投票所に行くことができない方や冠婚葬祭を主宰する方、レジャーや買い物などの私用で投票日に投票区内にいない方、病気やけが、妊娠などの理由で歩行が困難な方（投票日当日このような事由が見込まれる方）などは、期日前投票、または不在者投票をすることができます。

不在者投票

○指定施設等での不在者投票
都道府県の選挙管理委員会が指定した施設（病院・老人ホーム等）に入院・入所中の方は、その施設で投票することができます。投票を希望する方は、各施設へお問い合わせください。
なお、投票用紙等の請求は、告示日前でもできます。

○滞在地での不在者投票
国内での長期出張中などで、投票日に投票所へ行くことができない方は、滞在する最寄りの市区町村選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。希望する方は、町選挙管理委員会へ投票用紙等を請求してください。
請求後、投票用紙等を滞在する住所に郵送しますので、投票用紙等を持参し、最寄りの選挙管理委員会で投票してください。投票先の選挙管理委員会から寄居町選挙管理委員会にその不在者投票が郵送されます。郵送等に日数がかかりますので、請求はお早めにお願いします。
なお、投票用紙等の請求は、告示日前でもできます。
※投票できる場所や時間は、不在者投票を行う選挙管理委員会へお問い合わせください。

○郵便等による不在者投票
身体に重度の障害等があり、投票所へ行くことができない方が、自宅等で投票することができる制度です。この制度は、身体障害者手帳や戦傷病者手帳、介護保険被保険者証をお持ちの方のうち、一定の要件等に該当する方が利用できます。
この制度を利用するためには、「郵便等投票証明書」の交付を受けることが必要です。希望する方は、お早めに町選挙管理委員会へお問い合わせください。
また、既に「郵便等投票証明書」をお持ちの方は、請求書に「郵便等投票証明書」を添えて、選挙期日の4日前【7月25日(水)】までに投票用紙等を請求してください。

投票には 次のような方法もあります

代理投票

身体の障害等によりご自分で文字を書くことができない方は、投票所で投票管理者に申し出てください。本人が指示した候補者の氏名を、投票所の代理投票補助者が本人に代わり記載します。この場合も通常の投票と同様に投票の秘密は守られます。

点字投票

視力に障害のある方には、点字器と点字用の投票用紙を用意してあります。投票所で投票管理者に申し出てください。

投・開票速報をご利用ください

投・開票速報のテレホンサービスを行います（通話料金は通常と同じです。一部の通話機器からの利用はできません）。投・開票の状況は、次の電話番号から最新の情報を確認できます。

投・開票速報の電話番号
0180・994・808
▶実施時間
○投票速報／当日の午前9時30分～
○開票速報／当日の午後10時30分～

ポスターは公営掲示場

選挙運動用ポスターは、公営ポスター掲示場に掲示されます。候補者が使用する選挙運動用ポスターは、公営ポスター掲示場以外に掲示することはできません。

選挙公報を発行します

立候補者の氏名・経歴・政見等を掲載した選挙公報を、投票日の前日までに、新聞折込みで配布します。新聞を購読していない場合は、町選挙管理委員会へご連絡ください。
また、役場庁舎や、男衾・用土両連絡所などの町の施設にも備え置きます。

選挙運動用ビラについて

町長選挙のみ頒布することができます。頒布できるビラは、候補者1人につき町選挙管理委員会に届け出た2種類以内、枚数は5千枚以内、サイズはA4版以内のものです。
なお、ビラには、町選挙管理委員会の交付する証紙を貼らなければ頒布することができません。頒布方法は、新聞折込みや候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場、または街頭演説の場所に限られます。

明るい選挙を実現するための寄附禁止のルール

政治家の寄附は禁止！
有権者が政治家に寄附を求めることも禁止！

政治家（候補者、候補者になろうとする者、現に公職にある者）が、選挙区内の方にお金や物を贈ることは法律で禁止されています。
また、有権者が政治家に対して寄附を求めることも法律で禁止されています。
例えば、このような行為はできません。
○政治家が選挙区内の方に年賀状や暑中見舞いを出すこと
○会費制でない会合で、政治家がお金を支払うこと（飲食代相当額であっても支払うことはできません）
○町内会の役員がお祭りのときに政治家に寄附を求めること
○政治家が町内の親睦旅行にせん別を出すことや、各種会合に飲食物を差し入れるなどの寄附をすること

政治家の寄附禁止

問 町選挙管理委員会（☎581・2121内線181・182）